

医療的ケア児支援センター運営委託業務 企画提案説明書

1 委託する業務名

医療的ケア児支援センター運営委託業務

2 業務の目的

医療的ケア児及びその家族（以下、「医療的ケア児等」という。）が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に規定する医療的ケア児支援センター（以下、「センター」という。）を運営する。

3 業務の内容

札幌市近郊に地域にセンターを設置し、全道域において次に掲げる業務を実施する。

- (1) 医療的ケア児等その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。
- (2) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下、「関係機関等」という。）並びにこれに従事する者に対する医療的ケアについての情報の提供及び研修を行う。
ただし、医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、別事業で実施する予定であり、本事業から除く。
- (3) 医療的ケア児等に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行う。
- (4) (1) から (3) に掲げる業務に附帯する業務を行う。

なお、センターに配置する職員については、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者若しくはこれと同等の知識を有する者（医療的ケア児等支援者養成研修に加え、センターの業務に関する研修等を受けた者）とする。

また、センターの具体的な業務内容については、別添、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課からの令和3年8月31日付事務連絡「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」を参照のこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月31日まで

5 予算上限額

11,024千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし、本事業は、令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額が減額又は事業が中止となる場合がある。

6 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

社会福祉法人又はその他の法人であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等ではないこと。また暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税

- (6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 プロポーザル参加資格審査申請書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加資格審査申請書等を提出すること。

- (1) 提出書類
プロポーザル参加資格審査申請書（別添様式1）及び添付資料
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和4年（2022年）2月25日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所
北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 発達支援係
住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-231-4111（内線25-732）
- (5) 提出方法
持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
※全ての提出書類は返却しません。
また、提出期限以降における提出書類の差替及び追加は認めません。

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加資格審査申請書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により提出すること。

- (1) 提出書類
企画提案書（別添様式2）
- (2) 提出部数
10部（※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）
- (3) 提出期限
令和4年（2022年）3月11日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所
上記7（4）に同じ
- (5) 提出方法
上記7（5）に同じ

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者の企画提案書は無効とする。

10 審査基準

審査は次の項目について総合的に評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

- ア 企画提案者の支援実績
 - ・ 過去の医療的ケア児等への支援の実績から、当該業務を遂行できることが十分に期待できるか。

イ センターの設置概要

- ・ センターの設置場所について、来所者の利便性に十分に配慮したものとなっているか。
- ・ センターの設備や相談環境等について、様々な相談内容・方法に十分に対応できるものとなっているか。
- ・ センター業務を担うことができる実務経験等を有する職員が配置されているか。（常勤換算で2名以上の配置となっているか。センター業務以外の業務を兼任する場合、センター業務に支障のない体制となっているか。）

ウ センターの業務内容

① 上記3（1）について

- ・ 年間における相談窓口開催日数、1日における相談対応時間帯が、相談者の利便性に配慮したものとなっているか。
- ・ 相談記録の情報管理が相談者の個人情報保護に配慮したものになっているか。
- ・ 相談記録の集計・分析、委託者への実績報告が適切なものとなっているか。

② 上記3（2）について

- ・ 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供は、都市部、地方部にかかわらず、全道域で実施できるものとなっているか。
- ・ 関係機関等の研修は、地方部においても受講可能なものとなっているか。

③ 上記3（3）について

- ・ 関係機関等の連絡調整について、他分野にまたがる相談内容に対しても、円滑な調整が期待できるものとなっているか。

④ 上記3（4）について

- ・ 業務内容が具体的で、効果的な支援を行うことが期待できるものとなっているか。

エ 事業計画

- ・ 事業開始までのスケジュールや事業の実施時期等が実現可能な計画となっているか。

11 業務上の留意事項

本業務は、国の補助金を活用して実施する事業であることから、次の要件に留意すること。

- (1) 厚生労働省で定める補助金の各種要綱等に従うこと。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定すること。

12 その他

- (1) プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の作成・提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) プロポーザル参加資格審査申請書の提出があっても企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、令和4年（2022年）3月11日（金）午後5時までに上記7（4）の担当窓口連絡すること。
- (4) 無効となる提出書類
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (6) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (8) 契約書作成の要否
要

(9) 関連情報を収集するための窓口

上記7(4)に同じ

※北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課のホームページを参照のこと。

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。